

お取引先各位

2021年10月16日
高千穂化学工業株式会社
高千穂商事株式会社



当社の新型コロナウイルス対策に関する基本方針フェイズ4

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年4月より発出された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は、同年9月30日をもって全国一斉に解除されました。10月に入り新規感染者は全国的に激減しております。東京都においても直近の10月15日の新規感染者は57人と7日連続で100人を下回っております。これは日本全国でのワクチン接種率（2回目）が66.1%（10月15日現在）に達していることが大きく寄与している結果と推量されます。

しかしながら、この冬はかなりの確度で第6波の襲来が予測されております。

このような状況下にあっても、当社は引き続き感染予防対策の手綱を緩めることなく化学製品を供給する企業として国家における重要な社会的インフラストラクチャー維持の立場から、これまでも、そしてこれからも1日も操業を止めることなく事業を継続してまいります。

7月より職域ワクチン接種の導入を積極的に図り社員はもとより、その家族更には取引先様にも対象を広げ集団免疫力のため接種率の向上に努めました（約100名接種）。現在、社員のワクチン接種率（2回目完了）は行政分を含め97%です。

この高いワクチン接種率が主に奏功し、また同時に徹底した感染防止策のもと、新型コロナのパンデミック以来、社内感染者を1人も出さず業務を遂行しております。

これも偏にお取引先様のご理解とご協力の賜物と感謝しております。

今後も、高千穂化学工業・商事は化学製品の供給はもとより、技術的イノベーションの取り組みにも協力し、持続可能社会の構築に貢献してまいります。

敬具

記

新規感染拡大防止策

1. 職域ワクチン接種の継続（ワクチン3回目接種に向けて）

弊社社員の本年10月16日現在のワクチン接種率（2回目完了）は97%です。

現在、厚生労働省で検討されている、ワクチン接種済み者の抗体の絶対量の減少に伴う感染リスクの拡大に対応すべく3回目ワクチン接種（所謂ブースター接種）が決定次第速やかに接種できるように体制を整えています。

2. 工場来訪者に対するワクチン接種他の義務付け

来訪者からの感染拡大の防止のため、来訪者にはワクチン2回接種済みの証明書の提出ないしは提示、未接種者には72時間以内のPCR陰性証明書の提出ないしは提示を義務付けております。

（証明が出来ない場合は入場をお断りしております。）

継続中感染拡大防止策と今後

1. コロナウィルスへの意識の共有化をはかる。
脅威を正しく理解し、対応を徹底するための全社員にセミナーの出席を義務付け医学的説明をふくむ教育の実施として、関連セミナーを5回に亘り開催し、全社員に対して教育を完了いたしました。
現在はワクチン接種の有効性から社員のワクチン接種は原則的に必須としております。
*今後も変異株等新しい情報を収集し、継続的に社員向けセミナーは実施していきます。
2. 通勤時・外出時・勤務中のマスクの着用義務付け。
熱中症対策も視野にフェイスシールドの導入も実施しております。
*今後も継続していきます。
3. フレックス制度の活用により、感染リスクが高い通勤ラッシュの時間帯を避けた通勤を社員へ推奨。
工場の生産性維持と感染防止の両立のなか、従来の対象者に加え増員を図りました。
*今後も随時見直しを図っていきます。
4. 私用海外旅行の自粛の継続、国内・国外出張の一部緩和。
終業後の3密の回避のため、自覚を持った自粛行動の推奨。
*ワクチンパスポートの取得を条件とした緩和。また、今後の事態の推移と規制の状況を見極め慎重に対応していきます。
5. 展示会等、不特定多数の集まる行事への出展、参加の自粛。
出展者、参加者にワクチンパスポートの所持を義務付けている展示会、行事等についての出展、参加は随時緩和をしていく。
*また、今後の事態の推移と規制の状況を見極め慎重に対応していきます。
6. 社員のこまめな手洗い、うがい、アルコール消毒の徹底。
*今後もソーシャル・ディスタンスの確保とともに緩むことなく継続していきます。
7. 風邪症状（咳、37.5℃以上の発熱等の諸症状）がある社員には自宅待機の指示。
*今後も継続していきます。
8. 家族等社員の身近に感染者または濃厚接触者と認定された方がいる場合は、その旨を会社に報告させ、感染の疑いがある場合は自宅待機の指示。
会社独自の対処として濃厚接触者に対しては保険所による自宅待機期間経過後の出社にはPCR検査の陰性証明書の提出並びにワクチン接種を必須としております。
*今後も継続していきます。
9. 当社に来訪、面談されるお取引先様来訪時の制限。
入室前のマスクの着用及びアルコール消毒のお願い、訪問スペース等立ち入れる場所の制限・立ち入る人数制限の実施、訪問記録の徹底。
*今後も既に加えて実施している入室前の検温（37.5℃以上は入室をご遠慮いただく）も含め継続していきます。
10. お取引様を訪問、面談させていただく時の制限。
入室前のマスクの着用、携帯消毒ジェルの常時装備及びお取引様指示に従いアルコール消毒、検温、面談時間の制限、面談人数の制限を実施していきます。
11. Web会議の活用
3密を徹底的に回避するため、社内会議はもとよりセミナー開催、新製品のプレゼンテーション等Web会議を多用しています。

以上